

本振動部味四半八日〇諭立メ了、會振動一安撤辦の營業辦
 式 同發主親因
 八 同撤兵半日 同 十日十一日
 十 同發主半日 同味武半去日二十八日
 六 牟籍參照人員 十名
 正 營業員 二〇名 (内武名自應車同音書式不請買人)
 四 專業主 振發 川 關 對 意
 資本金 武萬十千圓
 三 專業の懸環 撤資懸環 (乗合ハス)
 二 同 亦 撤 直次市同部同發辦理
 一 名 兼 同味自應車林友會振
 同味自應車林友會振發同牟籍

式八 同發主 同出振

法人 協調會 福岡出張所

自動車(九台)に依り營業をなしゐたるも、昨年十月改正自
 動車交通業法の實施に因り、即ち營業者の使用する自動車は
 自己所有のものたるを要することゝなつたので、其後會社側
 より自動車買収の交渉を開始したるところ、下請人(自動車
 所有者にして運轉手)の要求するところ過大なる爲双方の主
 張に多くの相違ありて容易に纏らなかつたので、下請人側に
 於ては會社側との交渉進展せず其の遷延するを以て會社側に
 誠意なしとて抗争の決意をなし、筑豊合同労働組合に應援を
 求め、六月二十六、七日の兩夜對策協議の結果遂に翌二十八
 日會社に對し次の歎願書を提出要求することゝなつたのであ
 る。

十、歎願書提出並に經過
 六月二十八日社長宛次の歎願書を提出すると共に翌二十九日